

2006年10月2日
学校設置会社連盟

教育バウチャー制度の提言書

国民には教育を受ける権利が保障されており（憲法第26条第1項）、義務教育は無償とされている（憲法第26条第2項）。このことは、特に義務教育段階において、親の経済状態いかんによって教育を受けられない事態が生じてはならないとの配慮を示しているといえよう。

しかしながら、現状、学校教育に対する公費支出の割合は、依然として公立偏重にとどまっている。学校教育における公費支出に係る公私格差は、小学校で約3.4倍（児童一人当たり。以下同じ）、中学校で約3.7倍、高等学校で約3.4倍、大学においては実に約10.4倍にのぼっているのが現実である（当委員会調べ¹）。

そこで、当連盟は、学校教育に対する公費を「個人を基準として支給される用途・譲渡制限のある補助金・給付金²」として国公立（学校設置会社により設置されるものを含む）を問わず配分する「教育バウチャー制度」の具体的な設計案をここに提言する。その詳細は添付資料①のとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

現在、学校教育に対して拠出されている公費支出（補助金、助成金、交付金等）は、大きく四つに分類できるものとする。①経常費（消費的支出）に対する公費支出、②施設費（資本的支出）に対する公費支出、③政策誘導型補助金、④競争型補助金の四つである。本提言では、これらのうち、③政策誘導型補助金（例えば、「キャリア教育実践プロジェクト」）及び④競争型補助金（例えば、大学において導入されている各種の特色ある取り組みに対する補助等）の二つは、現状のまま維持することを想定している。②施設費（資本的支出）に対する公費支出は、学校の施設・設備に要する費用が大学の学部、高等学校の学科等ごとにまちまちであることに鑑み、医療保険制度における診療報酬点数制等を参考に、学校施設費点数制（仮称）等を導入して、より効果的な配分方法の提言を今後試みる予定である。したがって、本提言が対象とする教育バウチャー制度は、①経常費（消費的支出）に対する公費支出の配分方法に関するものとする。

バウチャーの原資には、上述の通り、①経常費（消費的支出³）に対する公費支出

¹ H16年度地方教育調査、H15年度学校基本調査、日本私立学校振興・共済事業団HP等に基づく当委員会の調査による。

² 規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG第7回教育SW（2006.5.18）配布資料2p.9による、「広義のバウチャー」の定義。

³ 消費的支出の内容は、おおむね以下の通りである（地方教育費調査の分類による）。

[1] 人件費（教職員給与、共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当）

を充てる。具体的には、私学助成金のうち私立大学等経常費補助、私立高等学校等経常費助成費補助、等、国公立学校に対する運営費交付金、義務教育費国庫負担金、等が対象となる。その上で、バウチャーには現状の支出総額の80～90%を用いることとし、財政支出の削減を図る。バウチャー総額を、対象となる地域・学校種ごとに総児童・生徒・学生数で頭割りし、児童・生徒・学生一人当たりのバウチャー額を決定する。

親の収入や過疎地域等によってバウチャー額の補正が必要ではないかという議論もあるが、本提言における教育バウチャー制度では、原則を確立することを目的にしており、細部の設計は今後研究する。親の年収については奨学金で、過疎地域についてはセーフティネットで、障害児教育については政策誘導型補助金で、それぞれ個別に手当ですることも不可能ではないと考えられるからである。

また、教育バウチャーの制度設計に当たっては、現状の教育行政下での監督主体の違い、助成金等の流れの違い等を考慮し、義務教育段階及び義務教育後中等教育段階については、都道府県単位と市町村単位と二種類の制度設計を試みた。これに対して、高等教育段階においては、全国単位での導入一本に絞ってその制度設計を試みている。なお、幼稚園に関する制度設計についても今後試みる予定である。

これらの制度設計に基づき、学校教育法第1条に規定する学校を対象として、就学率の高い順に段階的に教育バウチャー制度導入を図るのが望ましいものとする。具体的には、①義務教育段階、②義務教育後中等教育段階、③幼稚園、④大学、そしてその他教育機関の順で導入するのが望ましい。

とりわけ義務教育段階においては、私立学校の占める割合は相対的に小さい。教育バウチャーの支出総額を現状の80～90%に抑制することで、財政全体としての投入税額が大幅に減少するため、財政上からも教育バウチャーの導入がプラスになるといえるので、全学校種への教育バウチャーの導入に弾みをつけられるものとする。

このような教育バウチャー制度導入の効果として、大きく次の三つが考えられる。

第一に、児童・生徒・学生は、国公立を問わず、自己の目的に応じて学校を選ぶことができるようになり、自己の人格・知識・技能を完成・向上させるために必要な学習を自らの選択により行うことが可能となるものと期待される。また、教育バウチャーによって公費支出の公私格差が是正される結果、私立学校の授業料等納付金は、一般的に下がるものと期待される。しかし他方、国公立学校の授業料等納付金は、同様の理由により上昇することが危惧される。そこで、教育バウチャーの

-
- [2] 教育活動費
 - [3] 管理費（修繕費、その他の管理費）
 - [4] 補助活動費
 - [5] 所定支払金

導入により国公立学校の授業料等納付金額が上がらないよう、激変緩和措置等の配慮が当分の間必要であろう。

第二に、学校は、生徒等に支持される教育の提供に向けた教育内容の個性化・多様化、学校間の競争による教育の質の不断の向上、ガバナンスの改善、積極的情報提供等が図られると期待される。

第三に、政府（国・地方公共団体）は、前述のように、制度設計上、教育バウチャーの支出総額を現状の経常費（消費的支出）助成金の80～90%に抑えるため、大幅な財政支出の削減が期待される（平成16年度実績ベースで試算すると、11兆7,240億円→10兆5,516億円（▲1兆1,724億円）。バウチャー総額を現状の90%に削減するものとして試算。現状の額はH17地方教育費調査より。但し、消費的支出に係る公費負担のみ、かつ大学部分経費含まず）。

なお、今後の研究課題として、定員との関係もある。

私立学校（全学校種）及び義務教育後の国公立学校（高等学校等、及び大学等）には、収容定員が存在する。そのため、これらの学校では、学校が受け入れ可能な生徒等の数は、収容定員が上限とならざるを得ない。教育バウチャー制度の導入により、入学した児童・生徒・学生数に応じて補助金の配分を受けられるとしても、定員を管理する必要があるこれらの学校においては、教育バウチャーの効果は限定的なものになるのではないかと、研究課題である。

また、義務教育段階においては、公立学校に収容定員がないため、収容定員のある私立学校との間で不公平が生ずるのではないかと、も研究課題である。

さらに、義務教育後の段階においては、一部で教育バウチャーを使わない者（いわゆる浪人生や就職する者、等）が生ずるのではないかと、も研究課題である。

我が国には、教育の提供者たる学校の側に競争を促すようなメカニズムは学習者間の競争のメカニズムに比して、弱かった。しかし、教育バウチャー制度の導入によって、教育の提供者たる学校の側に競争がもたらされることとなる。この制度は、与える教育から選択される教育へのパラダイム転換を促し、ひいては学習者主権を確立する端緒を提供するものと期待されることから、このたびその導入を提言するものである。

添付資料：

- ① 教育バウチャー制度に関する提言
- ② 教育バウチャー制度概念図拡大版
- ③ 日本におけるバウチャー制度の導入例

以上3点。

以上